

令和1年度阪南市まちゼミ参加セミナー

第15回

コメダ

de 勉強会 & 相談会

「遺言 相続 2020
～私たちの新しい民法～」

はた・さわだ行政書士事務所
行政書士 澤田 郁

後援：コメダ珈琲店阪南店



こんにちは。行政書士の澤田郁(さわだかおる)です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(8歳)の3人。娘は小学校に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽(吹奏楽部で10年間打楽器担当でした)。
- 平成25年9月、阪南市に行政書士事務所を開設し、平成30年10月、岸和田市に事務所を移転いたしました。

主な取扱業務

相続・遺言、契約書、内容証明、離婚、
法人設立、放課後等デイサービス開設、
建設業など許認可、交通事故など

はた・さわだ行政書士事務所
大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階

Tel 072-423-8222
Fax 072-423-8236
メール info@gyosei-kaoru.com
HP <http://gyosei-kaoru.com>
ブログ <https://ameblo.jp/kaoru-gyosei>



今までの「コメダde勉強会 & 相談会」

第1回 「人の一生と交わる法律問題」

第2回 「その自転車、危ないよ！
～子供と自転車事故～」

第3回 「人が職業につくまで
～子供たちの将来の夢を実現させたい～」

第4回 「ワーキングマザー
～ママが働くということ～」

第5回 「結婚とは。夫婦とは。
～法律の面から見る人生のパートナーとは～」

第6回 「エンディングノートはオープニングノート！」

第7回 「お店屋さんの始め方
～開店手続きあれこれ。始めるまで/始めてから～」

第8回 「士業とは。〇〇士とは。
～暮らしを支えるサムライたち～」

第9回 「相続する前、相続した後、
すべきことあれこれ一覧。」

第10回 「公正証書とは。公証役場とは。」

第11回 「会社設立とは。法人設立とは。
～もう一人の私、みんなで私～」

第12回 「成年後見制度と、遺言。
～認知症に、なる前に～」

第13回 「飲食店あれこれ。
～レストランからイベント出店まで～」

第14回 「融資と借金。～その他いろいろ～」

今日お話しする内容

1. はじめに
2. 法務局の自筆遺言書保管
3. 遺産分割前の預貯金の払戻
4. 相続人でない人の貢献を考慮
5. 配偶者の居住権保護
6. 18歳で成人に?
7. 終わりに



1. はじめに

120年ぶりのおおきな民法改正

その中でも、家族や相続の部分が平成30年以降にいくつも改正
なぜ？

- ・社会・経済への対応
- ・国民一般へ分かりやすいものとする

→今のうちに知識を増やして、元気なうちに対策を取りましょう！

→見送ったあとも、相続人間での手続をスムーズにしましょう！



2. 法務局の自筆遺言書保管制度

2-1. 遺言書とは？

生前に書き残していた「指示書・命令書」

「〇〇すること」

「〇〇しなさい」

必ず書類に文字で。

「遺言書」を作らなければならない。

2-2. その残し方

民法のルールに従って作らなければならない。

自筆遺言書

自分ひとりで作る遺言書のこと。

遺言公正証書

公証役場で公証人に作ってもらう遺言書のこと。

2-3. その効果

ミスのある遺言書・認知症状態で作った遺言書は無効
→「遺言していなかった」ことになる。

自筆遺言書は、死後に家庭裁判所で「検認」の手続をしなければ使えない(遺言が実現しない)。

遺言執行者を遺言書で指定すると、死後に遺言執行者が遺言を執行(実現)してくれる。



2-4. 二種類の遺言書

1) 自筆遺言書

- ・自宅で作れる
- ・**全文の自筆が必要**
(財産目録だけ例外)
- ・日付が必要
- ・署名が必要
- ・押印が必要
- ・封筒に入れなくてもいい
- ・封印しなくてもいい
- ・自分側で保管

ミスがあると無効！

自筆遺言書は、死後に相続人全員が家庭裁判所に集まって、裁判官の目の前で遺言書を開封し内容を確認するという「検認手続」をする必要がある。



2) 遺言公正証書

- ①公証役場で事前に打ち合わせる
- ②公証役場に事前に資料提出する
- ③書類そのものは公証人が作成する
- ④当日は証人2人を連れて行く
- ⑤当日は内容確認と署名押印をする
- ⑥遺言書原本は公証役場で保管してくれる
- ⑦遺言書正本の交付を受け保管する
- ⑧死後に正本を使用し相続手続する

※④については、自宅や病院への公証人の出張OK

※⑤については、筆談や通訳OK、公証人による代筆署名OK



2-5. 自筆遺言書についての改正

- ①自筆遺言書の方式の簡素化（平成31年1月18日～）
→財産目録はパソコン作成や資料のコピーでもよい
- ②自筆遺言書の法務局保管制度（令和2年7月1日～）
→紛失や改ざんの危険がない
- ③法務局が保管した自筆遺言書は、死後の検認不要
→以前よりも、作成しやすく、安心できる遺言書となった



2-6. 法務局の自筆遺言書保管制度

どこで預かってくれるの？

「遺言保管所」

= 遺言者の住所もしくは本籍地または不動産の所在地の法務局

どのように？

- ・開封した状態で
- ・**遺言者本人が持っていく**

死後の手続は？

- ・誰でも、自筆遺言書の有無を照会できる
- ・相続人や受遺者(遺産もらえる人)は、「遺言書情報証明書」を請求する
- ・遺言の執行は、「遺言書情報証明書」を使って行う



2-7. 注意事項

- ①法律で定められた方式で作成した自筆遺言書を持って行くこと。
- ②内容を電子データにするため、開封したまま持って行くこと。
- ③遺言者本人が、法務局まで持って行くこと(本人確認される)。
- ④保管をやめてもらう場合も、本人が法務局まで行くこと。
- ⑤遺言者が死亡しても、遺言の有無や内容などが自動的に通知はされない。

特に③。

頭がはっきりしていても、自力で動けない場合は、法務局保管制度を利用できない。



2-8.各遺言書の比較

	自筆遺言書	保管した 自筆遺言書	遺言公正証書
作成者	遺言者	遺言者	公証人
作成場所	どこでも	どこでも	公証役場
原本の保管	遺言者側	法務局	公証役場 (正本を発行)
改ざん	防ぐことはできる	不可能	不可能
検認	必要	不要	不要
費用	作成時は不要 検認時に必要	保管、照会、 証明書発行時 に必要	作成時に必要 検索は無料



3. 遺産分割前の預貯金の払戻

3-1. 遺産分割前の払戻し制度の創設

一定の条件で、遺産分割が終わる前に、一部の預金の払い戻しができるようになった。(令和1年7月1日～)

なぜ？

今までは、支払いがたくさん発生したとしても、遺産分割が終わってからのしか、預貯金を下ろせなかった。

→支払いはすぐにやってくる。

→相続人全員での話し合い、印鑑証明書や実印が必要。

→けっこう大変!!!



3-2. 払戻の方法

①金融機関に直接請求

- ・各口座ごとに、
「相続開始時の預貯金総額の3分の1×法定相続分」
までは単独で下ろせる
- ・一つの金融機関で上限が150万円
- ・下ろしたお金は、各自がもらえる遺産の一部として計算



②家庭裁判所に申立て

- ・家庭裁判所に、遺産分割の審判・調停の申立中の案件
(既にもめている)
- ・相続財産中の借金返済、生活費など、必要がある場合
- ・上限はなし
- ・他の相続人の利益を害しないこと



4. 相続人でない人の貢献を考慮

4-1. 相続人以外の貢献に報いる制度の創設（特別の寄与）

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができるようになった。
(令和1年7月1日～)

なぜ？

息子の嫁が献身的にお世話したしても、相続人ではないので、金銭は何ももらえない。

→どんなに世話をしても、また、世話になったと思っても、その貢献度は相続の場面では評価されない

→不公平!!!



4-2. 一定の要件とは

- ・亡くなった方の親族であること
- ・「療養看護その他の労務の提供」があること
→「特別の寄与」
- ・無償であること(交通費や小遣い程度は認められる)
- ・お世話をしたことで、財産を維持、または増加させたと認められること



相談会



4-3. 請求の方法

- 「特別の寄与」をした人(ex.長男の嫁)が、相続人に請求
→遺産分割協議に参加できるわけではない！
- 寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額、その他一切の事情を考慮
- 一体いくら？
療養看護：療養看護の報酬日額×0.5～0.8×看護日数
家業従事：賃金センサス等による給付額×寄与期間
- 相続人が複数の場合は、相続分に応じて分担



5. 配偶者の居住権保護

5-1. 配偶者居住権

夫に先立たれた妻が引き続き家に住める制度。

(令和1年7月1日～)

なぜ？

夫と一緒に暮らしていたが、遺産分割の結果、家が長男名義に。

→住む家がない！

家は相続したが、金銭でもらえる分が少なかった。

→家はあってもお金がない！

家を明け渡すことには納得しているが・・・

→時間がない！



5-2. 二つの方策

①「(長期)配偶者居住権」

→終身または一定期間、その家を使用する権利。

②「短期配偶者居住権」の2つの方策がある。

→遺産分割が終わるまで、または相続開始から6ヶ月を経過するまで、その家を使用する権利。



5-3. (長期)配偶者居住権とは

- ・亡くなった方名義の家に、亡くなった方と一緒に住んでいた配偶者に権利を与える
 - ・その権利を含めて、遺産分割協議をする
- 配偶者は自宅に住み続けながら、その他の財産も取得できる。
- 「住み続ける権利」を金銭に換算して、分割協議をする。
- 「住み続ける権利」とは、一体いくら？

※資料参照



相談会



5-4. 短期居住権とは

- 亡くなった方名義の家に、亡くなった方と一緒に住んでいた配偶者に権利を与える
- 住める期間は、遺産分割協議が終わるまで、または相続開始後6ヶ月まで
- 他の人に明け渡すことが決まった場合は、明け渡しを求められた後6ヶ月まで



相談会



6. 18歳で成人に？

成人年齢の引き下げ(令和4年4月1日～)

- ・成人年齢が18才に
- ・令和4年4月1日に18才、19才に達している方は、その日から新成人となる
- ・女性が結婚できる年齢が18歳以上となる(男女で同じ)
- ・飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳になってから

※養育費の支払いで「成年に達するまで」としていた場合
→従前どおり20歳まで養育費の支払義務あり



7. おわりに

- 知識を増やして、元気なうちに対策を！
- 知識を増やして、見送ったあとの手続をスムーズに！
- まだまだ民法は変わるかも?!
ex.) 選択的夫婦別姓
同性婚
など



相談会



メール・・・ 

info@gyosei-kaoru.com

HP・・・ 

<https://gyosei-kaoru.com/>

事務所のHP・・・ 

<http://www.tetuduki-shien.com/>

過去のコメ勉ページ・・・ 

<https://gyosei-kaoru.com/komeben/info-kako/>



ブログ… 

<https://ameblo.jp/kaoru-gyosei/>

Twitter… 

https://twitter.com/gyosei_kaoru

FB… 

<https://www.facebook.com/kaoru.sawada.908>

FBページ… 

<https://www.facebook.com/kaorujimusho/>

QRコードから登録してください。



はた・さわだ行政書士事務所
大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階

Tel 072-423-8222

Fax 072-423-8236

メール info@gyosei-kaoru.com

HP <http://gyosei-kaoru.com>

ブログ <https://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

